

災害時等における畳の提供に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）とは、災害時等における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、和光市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請により乙が避難所等へ畳を提供することにより、被災者等の避難生活の負担軽減及び生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等に畳を調達する必要があると判断したときは、乙に対し必要枚数・日時・場所等を明示し、協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、乙は甲の要請がなくとも協力できるものとする。

2 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）避難所等までの畳の輸送

（2）利用後の畳の処理等

（経費の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳の対価は無償とする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が第3条の規定による輸送を行う場合は、当該輸送に使用する車両を緊急車両として通行できるよう支援するものとする。

（連絡調整）

第6条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

(訓練への参加)

第7条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(準用)

第8条 この協定は、和光市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年 7月27日

和光市広沢1-5

甲 和光市
和光市長 松本 武洋

神戸市兵庫区永沢町3-8-8

乙 5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
委員長 前田 敏康

《和光市との連絡窓口店》

有限会社 森田商店（和光市下新倉3-3-70）

連絡責任者：森田泰正（048-464-8608）